

総務生活委員会会議録

- 1 日 時 令和7年7月29日(火曜日)
開会 午前10時00分
閉会 午後11時27分
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名
(出席) 委員長 山田雅徳 副委員長 岡崎亨一
委員 森安健一 委員 三宅啓介
" 高谷幸男 " 津神謙太郎
" 山口久子 " 剣持堅吾
(欠席) なし
(その他出席者) なし
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名
議会事務局長 小原純 同次長 日笠哲宏
同主任 東宗利
- 5 説明のため出席した者の職氏名
副市長 中島邦夫 政策監 難波敏文
総合政策部長 入野史也 総務部長 内田和弘
ふるさと納税推進課長 難波昭彦
- 6 調査事項その結果
調査事項
(1) ふるさと納税について
- 7 調査の概要
別紙のとおり
- 8 その他必要な事項
別紙のとおり

開会 午前10時0分

○山田雅徳委員長 ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は8名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

調査事項（1）ふるさと納税についての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 失礼いたします。

それでは、調査事項（1）ふるさと納税の資料につきまして御説明をさせていただきます。

資料1につきましては、令和6年度中に寄附のあった返礼品のうち、先物取引した令和6年産米及び令和7年産米を除いたものの一覧となっております。

続きまして、資料2につきましては、先物取引をいたしました令和6年産米及び令和7年産米の一覧となっております。

なお、この一覧につきましては、令和6年度中に寄附がございました返礼品のみを対象として一覧とさせていただいております。また、この資料につきましては、寄附金に対する返礼率が地方税法上の3割ルールに収まっているかどうかを確認できる表となっております。どの返礼品におきましても3割以内となっております。また、送料につきましては、令和5年10月からワンストップ特例制度の事務や寄附金受領証の発行に係る費用が募集費用に含まれることになり、返礼率3割を除いた2割以内に収める必要がございましたため、従前の寄附金額の10%から5%と送料の基準を引き下げて運用しているところでございます。

続きまして、資料3につきましては、令和6年9月に8月末時点におけるふるさと納税の申込み状況をお伝えするために提出したものでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 ちょっと教えてください。

返礼率が3割以内に収まるというのが一つルール、重要なルールなんですけれど、これはどういう形でその設定というか、返礼品の価格が例えば9,000円だったら、その3割以内に収めようと思ったら寄附金は3万円ということになるんだろうと思いますけれども、これは業者と、その価格設定と寄附金額を設定するときの流れというか、やり取りをちょっとまず教えていただけますでしょうか。

○山田雅徳委員長 ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 三宅委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、提供事業者のほうから御相談があるのが通例でございます、その際に商品の価格を設定いたします。どれぐらいの価格で商品を掲載するか、価格をまず決定をします。その価格が決定した後に、寄附金額を幾らに設定しようかと、順番的にはそういった順番になります。併せて送料の部分も協議をさせていただいているといった状況でございます。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。そうすると、寄附してくれた方が有利というか、それがMAX 3割までというルールなので、それに近い金額、ふるさと納税の金額を設定して募集をするという流れだと思うんですが、仮にですけれども、仕入価格という言い方が適切なのかどうか分かりませんが、この仕入価格が変動した場合、昨今の物価高で変動した場合というのは、その業者とはどのような形でやり取りするようになるというか、やり取りをしているのか、ちょっと教えてもらえますか。

○山田雅徳委員長 ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 三宅委員の再度の質問にお答えさせていただきます。

まず、物価高騰等における寄附金額等の検討なんですが、これははっきり申し上げまして、提供事業者のほうから相談がございます。仕入れのほうが高騰しているんで、今のままの返礼率といたしますか、返礼品の価格では赤字が出る見込みであるという相談を受けまして、では幾らぐらいに設定をされますか、しましょうかという話をします。そこで、改めてこちらの返礼率で3割の金額、それに応じた寄附金額というものを事業所とそれからふるさと納税推進課のほうで相談をして、価格のほうを決めているという流れになります。

以上です。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 過去に、仕入れ業者という言い方をさせていただきますけど、その業者が価格を変更、ちょっともう昨今の状況を踏まえて価格をちょっと高くしたいんだという、そういうような状況というか、相談がありましたか。

○山田雅徳委員長 ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 三宅委員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

資料1の、番号の378番、379番を御覧いただけますでしょうか。ページですと28ページになります。上段になります。

これは前田料理店のオードブルについてなんですが、こちらのほうが物価高騰等によりまして、今の寄附金額あるいはその返礼率のままでは赤字になる見込みがあるといったような相談事例は実際にございました。先ほど御答弁いたしましたように、幾らぐらいの金額で返礼品を、価格を幾らにするか、それに応じて寄附金額を幾らぐらいに設定するかといったような相談をして、この寄附額3万5,000円から4万円に変更したという、過去にそういった事例はございます。

以上です。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。じゃあ、そういう価格変更した事例というのは、この前田料理店の3得オードブル、これだけなのかというところが1点と、これ年度の途中で変更するような形で対応するのか、ちょっと教えていただけますか。

○山田雅徳委員長 ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 三宅委員の再度の質問にお答えさせていただきます。

そのほかにも十数項目の変更等がございますが、またこちらの代表的な例で申し上げて申し訳ないんですが、470番、471番、34ページになるのですが、名称が違うのですが、有限会社まるみ麴本店の1万2,000円の寄附だったものが1万3,000円に変更になっております。返礼価格のほうを3,600円から3,900円に上げたことになっております。

なお、このもともと総務省の指定を受けるものにつきましては、その商品が地場産品であるものとか、役務の提供を受けるものであるとか、そういったようなところで許可を得ている商品になっておりますので、数量の調整であるとか寄附金額の価格の設定というものは、軽微な変更に当たるという認識でございまして、この変更につきまして、特に指定をし直しとか、許可のし直しとかというものはしておりません。

以上です。

○山田雅徳委員長 他に質疑ありませんか。

岡崎副委員長。

○岡崎亨一副委員長 資料2の先物の6番、例えばお米の180kg、15kgを12回、毎月お送りするという部分かと思えますけども、これ送料9,000円、12回で割ると1回が750円、この辺だと、これって正直もう寄附金額と返礼品の価格については問題はないんですけども、送料を1回につき15kgが750円というのは、正直これペイできとるのか、赤字なのかどうなのか、その辺はどうなんでしょう。

○山田雅徳委員長 総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 岡崎副委員長の御質問にお答えいたします。

そうじゃ地食ベ公社の間との調達費用については、前年の概算金の価格を参考等に決定していたんですけども、一方でこの送料については市のルールとして、冒頭説明申し上げましたけれども、一律寄附額の5%ということで契約をしております。これでどれくらい赤字が発生しているかというのは、ちょっとそうじゃ地食ベ公社の経営の状況に係ることなので詳細に把握してないわけですけども、改めて考えてみれば厳しい価格設定となっているかなという状況ではあるかと思えます。この点については、公社ということもあり、協議不足であったという点はあるかと思えますが、その点は改善していかなければいけないというふうに考えております。

○山田雅徳委員長 岡崎副委員長。

○岡崎亨一副委員長 そうじゃ地食ベ公社は我々の委員会の所管ではございませんので、そこに立

ち入る必要はないんですけども、実際はそうじゃ地食ベ公社が赤字なのか、業者が赤字なのかというところだとは思いますが。ですから、今後改善という部分ですけども、都度やはりもうお米が非常に金額が変動してきてという状況の中で、やっぱり細部にわたってこういう部分もどうなのかというのは、ちゃんと検証というか確認をしないと、赤字でやる必要は全くないので、その辺は都度やはり寄附者に対する周知徹底を私はするべきだったんじゃないかなとは思っています。それが結局、今回みたいなお問題につながってくるんじゃないかなと思っておりますので。

私のほうからは以上です。

○山田雅徳委員長 答弁があればお願いしますが、ありますか。

総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 岡崎副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、そうじゃ地食ベ公社との関係という点があったということであれば、その点は改善していかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 なければ、一旦私からお尋ねをいたします。

ちょっと資料の説明をしていただきたいなと思っております。

今回、資料1、2という形でふるさと納税の返礼品一覧というのを出していただいております。今回この委員会が開かれたその原因の一つとしては、一連のふるさと納税のこれは3割ルールを超えているのではないかと、そういった報道を受けて、それぞれの委員会、私たち総務生活委員会で検証しようということで今回の委員会が開かれていて、この資料を今回当局側から出していただいております。

端的にお聞きしますが、今回3割ルールに抵触しているのではないかとされるものは、この資料の中の資料2というものがそれに該当するということでの提出でありますか、まずそこをお尋ねいたします。

総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 山田委員長からの御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、今回提出させていただいたこの資料2が、現在問題として取り上げられております返礼米に係る資料ということになります。

○山田雅徳委員長 じゃあ、そこでさらに併せてちょっと確認をいたしますが、これお米のいわゆる先物の部分というのがこの資料2でありまして、資料1にも例えば資料の8ページ、105番から112番まで、これも事業者はそうじゃ地食ベ公社であります。令和5年、あるいは令和6年のお米というものが出てきておりますけども、返礼品のリストですね。ここについては、いわゆる先物ではなく、特に3割ルールの問題提起をされていないものであるという、そういった切り分けで出さ

れている資料でしょうか。

ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 山田委員長の御質問にお答えさせていただきます。

こちらのほうの105番から112番までにおけるお米の件につきましては、いわゆる先物取引というものではなくて、米の価格が決定した後、生産者の方からそうじゃ地食べ公社を通じて商品の返礼品の提供を受けておるといった形になりますので、これは市場の価格、それから生産者の方の価格を考慮した返礼価格となっておりますので、この分における赤字というものはないと認識をしております。

○山田雅徳委員長 分かりました。

他に質疑はありませんか。

高谷委員。

○高谷幸男委員 いろいろ御説明いただきましたが、3割ルールというものがこれもちろんあるわけですけども、非常に低い返礼率のものがあります。例えば17.2%であるとか、18.2%であるとか、3割以下が多々あるわけです。そうした場合に、寄附者と事務局が思っておられたことの絡みでこれくらいの金額になるんですが、返礼率は3割以内と非常に低いわけですけども、これでよろしいでしょうかというような話はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○山田雅徳委員長 ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 高谷委員の質問にお答えさせていただきます。

基本的には事業所のほうから価格の提示をしていただくという形を取っておりますので、こちらのほうとして特に返礼価格については追い求めることはございません。

また、寄附金額につきましても、提供事業者のほうでこれぐらいにしてほしいという話があればそのままいたしますし、全く分からないということであれば、市場の寄附金額等の動向を見ながら、これぐらいでいかがでしょうかといったようなお話をさせていただくこともございます。

以上です。

○山田雅徳委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 途中で物価高騰、あるいはいろんな条件で価格が高騰する場合、あるいは逆に仕入れが安くて、これぐらいでいけるというようなことになれば、金額の30%の非常に低い金額で返礼品を提供するということもあるのではないかと思うんです。そういう場合には寄附額を下げてもよろしいよというような話もされるんですか、その辺はどうでしょうか。

○山田雅徳委員長 ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 高谷委員の再度の質問にお答えさせていただきます。

基本的には、こちらのほうで仕入価格というものは事業所の範疇のことなので、はっきり言って分かりません。仕入価格のほうを下げる事ができれば、当然のことながら返礼価格を下げる事ができますので、それに基づいてもっと商品をPR、売りたいということで寄附金額を低く設定し

たいといったような話があるかもしれませんが、今のところそういったような話はちょっと申し受けていないというのが実態でございます。

以上です。

○山田雅徳委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 金額が下がっていけば、そのものの返礼品の金額が下がれば、寄附金はそこまでしなくてもいいかなというようなことにもなるのではないかという感じが私はするわけです。ですから、3万円でいけば3割の9,000円となるわけですが、それが物が例えば1,000円になってしまうといった場合に、その寄附額を本当にそこまで下げてもいいのか、あるいはどうかなという感じがいたします。ただ、その寄附される方がその物が欲しいということであれば、3割以内であれば問題ないわけですが、物価高騰の絡みの値上がりするものと、それから頭から低い金額での返礼品のものの考え方が、事務局としてそういう寄附者に話ができただろうか、できてなかったのかわかるか、そのあたりはどうでしょう。

○山田雅徳委員長 ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 高谷委員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

物価高騰、今回の件につきましてはお米のことになりますが、それ以外の物価、生鮮物であるとか、いろいろなものがあるかと思いますが、申し訳ございません、私どものほうでそこまでの物価変動というものを把握していないというのは事実でございます、提供事業者のほうから、価格がこれだけ下がったので、もっと商品売りたいので、もっと価格を下げたいといったような相談があれば、当然のことながらこちらのほうも市場の寄附金額等を見て御相談させていただくということにはなろうかと思いますが、そういったところまでの案件がないということが事実でございます。

以上です。

○山田雅徳委員長 他に質疑ありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 もう一度お尋ねします。

商品を、返礼品を提供してくれる事業者、物価高騰であるとか、今言ったように提供商品の価格を安くするとかというときには相談がありますということだったと思いますが、そうじゃ地食べ公社のほうから、昨今非常にお米の価格が高騰していますというような、そういう相談というのはあったんでしょうかね。

○山田雅徳委員長 これは昨年の間ということによろしいですね。

事実関係として、そういったことがあったのかどうかということ。

総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 三宅委員の御質問にお答えいたします。

そうじゃ地食べ公社のほうは、そういった状況を農林課へ相談をしていたということで、この情

報についてはふるさと納税の担当部局である私どもにも共有をされていたということでありますけれども、既に大部分受付を終了していたということもあり、変更契約等、何か対応するということは当時していなかったという状況だと承知しています。

○山田雅徳委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 また私から。

これまでの質疑の中で当局からのお答えとしては、基本的にふるさと納税の担当課としては、いわゆる事業者から変更の申入れなりということがあれば対応するというものであります。これは一般の事業者とかもそうですし、その中にはそうじゃ地食べ公社も含まれていると。先ほどそうじゃ地食べ公社については、そういった相談は農林課を通じてあったんだけど、時期的な問題もあって、タイミングがあって、特に対応しなかったということであろうかと思えます。

また、送料に関しての質疑もありまして、実際じゃあこの金額で送料というのがペイできてるのかどうかという、そういった質問もありましたんで、これはそうじゃ地食べ公社だけではなくて、その他の事業者も恐らくそういったところ、実際に送料だけではペイができないけども、ある程度プラス・マイナスして商売として考えられてるんだらうなというふうに思いますが、基本的な考えをちょっとお尋ねをいたしますが、やはりそういった赤字になる、もうけがあるという、これは事業者それぞれが考える問題であって、ふるさと納税推進課としてはこれは関知しないという、そういったスタンスでよろしいですか。今までそういった考え方だったということよろしいでしょうか。

総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 山田委員長の質問にお答えいたします。

基本的にはそういった形で、関知しなかったという言い方は少しきついかもしれませんけれども、私どもとすると契約金額というのは、今回の場合であれば1俵に対して調達費1万8,000円と、送料込みで2万1,000円という形で契約をしていて、その中で履行していただけるというふうに思って契約をしていたという状況であります。その上で、そうじゃ地食べ公社への補助金が例年出されていたわけですが、これについて何か調達費に当たるとかというものではないと、そうじゃ地食べ公社全体の経営全体を支援するものということで、何か当たるものではないというふうに認識をしておりましたので、この点について何か対応するということをしてこなかったという状況であります。

○山田雅徳委員長 基本的にはその事業者の中でのお話だということで、ふるさと納税を推進する担当課としては、あくまでもその契約ベースで物事が動いていくということであろうかと思えます。ですが、今回報道された中では、例えば60kg調達費用1万8,000円であるものが、これは結果的に2万3,000円だったんじゃないかということが報道され、問題視をされているわけであります。現実にはこういった数字というものが報じられている中で、そのことに関してこの金額1万

8,000円の調達費用で契約をしているものが、結果として2万3,000円ではないかという、こう指摘されていることについて、担当課としてのその見解というものがあればお聞かせいただきたいです。

総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 山田委員長の再度の質問にお答えいたします。

結果的に2万3,000円だったということで報道されているわけですがけれども、振り返ってみますと、令和6年産米については価格が上がるかもしれないという情報については承知もしていたわけですがけれども、具体的な価格が分からない中で対応できないという状況にはあったと思います。実際のお米の買取価格というのが分かったのが10月初旬ということになります。なので、1万8,000円という契約の中でやっていただいているというふうに私どもも思っていましたので、思っていたというか、1万8,000円という契約でそれは調達費の3割以下ということで認識をしていたということで、結果的に2万3,000円というのが生じているというのは、事後に受付等を終了した後に分かったということで認識をしております。

○山田雅徳委員長 取りあえずは、ここまででいいです。

他に質疑ありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 ちょっと基本的なところを教えてくださいんですけど、このそうじゃ地食ベ公社のお米は、値段も含めてどういうふうに見取価格が決まっていくのか、その流れをちょっと教えてもらえますか。

○山田雅徳委員長 総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 三宅委員の御質問にお答えいたします。

令和6年産米を例に取りますと、令和5年産のお米の状況からJAが設定した玄米、令和5年産についての概算金、それから例年の実績に基づく精米代、袋代というものに基づいて関係課協議の上で調達費用を決定しているという状況であります。例えば、令和6年産米の調達費用に関して言えば、令和5年産米の概算金を参考に玄米代を1万5,000円と、同じく令和5年産米の返礼品の実績から精米代、袋代を1,750円というふうに見込んで、1万8,000円を調達費用として決定をしたというところでございます。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 お米そのものは、生産者からそうじゃ地食ベ公社が直接買い取るのか、JAを通じてお米を買い取っているのか、ちょっとそこを再度お尋ねいたしたいんですが、どうでしょう。

○山田雅徳委員長 ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 三宅委員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的には、お米につきましてはJAとそうじゃ地食ベ公社との間でお米のやり取りがなされます。生産者につきましては、JAのほうに出荷されたものがふるさと納税の返礼米の対象となって

おります。価格につきましても、JAとそうじゃ地食ベ公社の間で決められているといったような経緯になります。

以上です。

○山田雅徳委員長 他に質疑ありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 なければ私からもう一度。

資料3についてです。これに関連してなんですけども、この資料、令和6年9月の委員会で示された資料であります。

この資料は、お米以外にどういった返礼品があるんですかという、そういったことも含めてお伺いしたときに出てきた資料なんですけども、この中のグラフで非常に総社市の、当時総社市のふるさと返礼米ですね、ふるさと納税の返礼米というのは非常に人気で、もう予定した数量がソールドアウトの状態であったという説明であります。この資料を基に私たち総務生活委員会に提案をされたのが、もうお米がないので、もう予約で売り切れちゃってるので、もうこれ以上、いわゆる販売という言い方が妥当かどうか分かりませんが、ふるさと納税ではお米を取り扱うことができないと。ここで補正予算等々を打って、さらにお米を調達して、ふるさと納税を広げていきたいと、そういった趣旨の説明があったと私は記憶をしております。

そのときの私の認識は3割ルール、当然これ3割ルールを超えないと私は思っていましたし、当局サイドもまさか3割ルールを超えて調達するというふうには考えてはいないだろうという、私はその考えの下で、要はその制限の中でのお米、その金額、仕入価格を、数を多く仕入れることによって、結果としてふるさと納税の税収は上がる、お米を求めている人はお米が手に入る、生産者はお米の買取りをしていただける、これ3者が皆喜ぶ、そういった取組なんだろうという、そういうふうには判断して、これはやるべきだというふうに思いました。

ですが、それから半年たって今報道されているのは、その3割ルールというものを超えていたんじゃないかという、そういった報道でありましたので、もしそこを当局サイドが認識していた、予測をしていた上で、その3割ルールにこれ抵触するんじゃないかというのを考えていた上で提案をされていたのか、はたまたその3割ルールは3割ルールだと自信を持って認識をしていて、私たち総務生活委員会側にこの提案をされていたのかという、ある意味ちょっと肝になる話なので、その部分についてどういう認識をされていたのかということをお聞かせいただきたいと思います。

もし当時、部長は当時まだこちらにいなかったわけですから、その当時の空気感が分かる方が御説明していただいてもいいですし、部長は部長ということなので、部長としての立場で過去のことでお答えいただいても結構ですし、少しここは大事な話だと思いますので、お答えいただきたいと思います。

総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 山田委員長の御質問にお答えをいたします。

先ほども少しお答えした点と重なりますけれども、この9月に私の前任の総合政策部長が御説明させていただいた時点というのは、米価が上昇するという情報はありましたけれども、全品種の概算金が公表されていないという状況であり、正確な買取価格というのも分からない中での御説明をさせていただいたというふうに聞いております。

当時そうじゃ地食べ公社との間の契約というのは寄附額の3割以下であったということで、毎年行われているこのそうじゃ地食べ公社に対する補助金というのは、公社の経営全体を支援するための補助金というふうに当時認識していて、それが調達費に当たるという認識はありませんでしたので、何かそれが3割ルールに抵触するような状況にあるというような認識はしていなかったというふうに承知をしております。

○山田雅徳委員長 部長から答弁いただきまして、10月初旬にその金額が確定するまでは、ある程度上昇するだろうということは見越していたけれども、そこまで上るとは認識してなかったという、そういった答えだったと思います。

ですが、これ私たちが説明を受けたのは令和6年9月の話でありまして、先ほどの御説明では10月の初旬に米価が確定するというものであります。なので、これ1箇月以内ぐらいのお話でありまして、そうは言っても1箇月というのが長期だと考えれば、なかなかそこから修正をするとかという考えには至らなかったのかもしれませんが、私たちに説明をいただいた中で、ある程度その金額は3割を超えないであろうというのを、繰り返しますけど私たちは認識をしていましたので、先ほどの部長の説明では10月初旬には米価が確定をしたということは、その10月を超えると、ふるさと納税推進課としては3割ルールの範疇、1万8,000円の中で収まっているだろうと認識をしていたということなんでしょうか。実際はそれ以上上がっていた、10月初旬で3割を超えていたのかもしれない、それは事業者であるそうじゃ地食べ公社の話であって、そうじゃ地食べ公社は10月初旬の時点で1万8,000円を超えているというのを認識していた。だけど、我々の担当しているふるさと納税の担当課としては、10月の初旬を超えても、これは3割の中、1万8,000円で調達をできているという、そういった認識で動いていたということでしょうか、いかがでしょうか。

総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 山田委員長の再度の質問にお答えいたします。

3割ルールに抵触するかどうかということと、その実際のお米の買取りが3割以内で行われているかというところの認識の問題があるかなというふうに思っています。私たちはその契約としてはその3割ルールというか、3割以下ということで契約をしていました。その中で実際に、仮にそれを超える額で費用がかかっていたとしても、例えばほかの部分の黒字で補填されるということもあるかもしれませんが、その赤字をどう処理していくかというのは契約とは別というか、別のフェーズの話としてあることかと思っておりますので、あくまで契約は3割以下ということで、何かその3割ルールに抵触するような状況にあるというふうには当時認識していなかったということだと

承知しています。

○山田雅徳委員長　ということは、あくまでも結果的に仕入れ額を超えているというのは、これは今回でいうと仕入れの事業者であるそうじゃ地食べ公社の話であるという認識でよろしいでしょうか。

総合政策部長。

○入野史也総合政策部長　山田委員長の再度の御質問にお答えします。

御認識のとおりかと思えます。

○山田雅徳委員長　他に質疑ありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員　話がちょっと行ったり来たりして申し訳ないんですけど、ふるさと納税のお米をそうじゃ地食べ公社から買い取るそのメリットというか、さっきの話だとJAからそうじゃ地食べ公社を通じてふるさと納税のお米を仕入れてると認識しているんですけど、例えばこれがJAから直接ふるさと納税のお米を買い取ったときに、JAはこれ例えばお米の価格がもう一気に今ちょっと急激に上がったから、もう今の状況じゃ、とてもじゃないけどお米を出せれませんよということを事業者がダイレクトに、恐らく3割以上になっちゃいますよという連絡がくるんと思うんですけど、今総社市はそうじゃ地食べ公社を通じてお米を調達しているのが現実で、そうじゃ地食べ公社を間にかませているそのメリットがあれば、ちょっとそれを教えていただけますか。

○山田雅徳委員長　総合政策部長。

○入野史也総合政策部長　三宅委員の御質問にお答えします。

今まさに委員がおっしゃっていただいたとおり、なかなかそうじゃ地食べ公社をかまらず直接ということになると、そもそもこういった形の先物取引というか、ある程度先行販売とした形でのものというので数量が確保できるのかというところがあるのかなというふうに感じます。

○山田雅徳委員長　三宅委員。

○三宅啓介委員　そうじゃ地食べ公社をかませば数量は確保できると、JAと直接やり取りすれば数量が確保できないかもしれませんというのは、もう少し詳しく分かれば教えていただきたいんですけど。

○山田雅徳委員長　お答えができる方がいればお答えいただいて、副市長でも、政策監でも。

総合政策部長。

○入野史也総合政策部長　三宅委員の再度の質問にお答えいたします。

JAというか農協ということになると、なかなかそのリスクをどこまで取ってというところもあるかと思いますので、先行予約というのがなかなか難しくなるというところがあるのかなというふうに思います。

○山田雅徳委員長　三宅委員。

○三宅啓介委員　そのリスクをそうじゃ地食べ公社が引き受けて、そうじゃ地食べ公社はリスクを

受けて結局今回のようなことになってしまっていると。物流の基本的な流れからいうと、そうじゃ地食ベ公社は間を取り持っているだけで、そこでマージンが発生するんであれば、何となくふるさと納税の直接のやり取りは、農協と例えばやったほうがダイレクトに今回のような問題もすぐに、いや、ちょっと今お米の価格が上がったから、状況、今のままでは無理ですよというやり取りができるのかなと思って聞いたんですけれども、はい。ちょっと状況は、今の話を聞いて分かりましたというか、状況は分かりました。

○山田雅徳委員長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 なければ、先ほどの三宅委員の続きで、すみません。

ちょっと納得がいくいかないの話じゃないんですけれども、そうじゃ地食ベ公社はある程度総社市も関係が深いから無理がききますよねと。その確保できる無理がききますよねと。JAは、総社市が出資しているわけでもないのに無理がきかないから、ここまでしかできないということになるという、担当課として、対事業者に対する姿勢というのはそういった姿勢であるという、そういう見方であるという認識でいいんですか。無理がきくのがそうじゃ地食ベ公社という認識でいいんですか。そういうお答えにしか、今の答弁だとそういうふうには聞こえないんですけれども。

総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 山田委員長の御質問にお答えします。

今、そうじゃ地食ベ公社があることのメリットを問われればということでお答えしましたけれども、その認識として無理がきくからいいだろうと思ってたかと言われると、どこまでそう思ってたかというのはあるんですけれども、結果的に公社ということで何かその通常の業者に比べると、その関係性が曖昧になっている部分があったという点はあるのかなというふうに思います。

○山田雅徳委員長 他に質疑ありませんか。

岡崎副委員長。

○岡崎亨一副委員長 今回、そうじゃ地食ベ公社が絡んでるがための問題に、支障になっておるわけでございますけれども、先ほどの送料の問題お伺いしましたけれども、一般の業者であれば、赤字か黒字かというのは業者に判断を任せられる、最終的には。売価の粗利でも利益の中でも吸収できるかできないかを業者が判断するわけですから、ですからルールにのっとった数字上であれば全然、我々のほうは、市のほうは問題ないと。ですけれども、そうじゃ地食ベ公社は結局のところ赤字を結局今回そのほぼほとんど、このふるさと納税のお米に対する赤字の分を市のほうから補填した形になってるわけですから、ほかの業種からすれば、そうじゃ地食ベ公社は赤字でも補填してくれるんだからいいよねという話になりますよね。あくまで第三セクターではありますけど、ほとんどもう市が関わってるものですから。そうなる和我々は、山手村から吸収合併してそうじゃ地食ベ公社が存在するわけですが、総社市として持つわけですが、公社だからそういう赤字補填されるからいいよねとしか、我々はそうは思ってなくても、もう第三者から見たらそういうふうに見

られるってことですよね。見られるということはリスクがあるということですから、これは万が一総務省から吉備中央町のように2年間ふるさと納税が禁止されると、ほかの農業従事者であったり、企業であったりにも影響があるというリスクがあるということを、リスクヘッジをできてなかったと思うんですよ。そうなるとリスクヘッジができてなかったということは何に問題があるのかと。そうじゃ地食べ公社との連携なのか、その辺はリスクヘッジができてなかったのではなかろうかと思われることについては、どう何が問題かって思われますか。

たらればでしたけど、もしも吉備中央町のように2年間禁止になれば、ほかのものにも多大な影響が出てくるというリスクがあるのではなかろうかと、これは普通で考えれば、今ですけどね。9月の時点の説明では、私どもそうは思うてなかったのですけども、だんだんだんだんもうとんでもなく米価が上がっていったという状況の中で、そういうリスクを考えなかったのかどうか、まず。それと、リスクヘッジを考えた場合に、どこに問題があったんじゃないかと想定されるかどうか、ちょっとその辺を聞きたいんですけど。

○山田雅徳委員長 総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 岡崎副委員長の御質問にお答えします。

リスクヘッジという部分でということですけども、今回米価の急騰というのが予測できなかったというのは、実際のところあるかと思いますが。公社だから赤字が出て補填すればいいだろうという、そうなんですけれども、一方で先、先行予約の形でやって黒字になる場合もあったわけなので、それは黒字であったり、赤字だったというの、普通の企業体としてあることだとは思いますが、それは公社だから特別に何かそのリスクを考えていたというところはなかったかなというふうに思います。

○山田雅徳委員長 よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 すみません、本来自分で調べときゃよかった話なんですけど、総社市のお米はそうじゃ地食べ公社を通じて調達しています。他市でお米を返礼品として出しているところは、どのような流れでやっておられるかっていうのは分かりますか。

○山田雅徳委員長 総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 三宅委員の御質問にお答えします。

他市の状況を詳細に把握してはおりませんが、農家から直接買われている自治体もありますし、同じように公社をかませたり、あるいはJAから買入れたり、提供の状況は様々かなというふうに思います。

○山田雅徳委員長 よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 では、一旦ちょっとここで区切って、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時5分

○山田雅徳委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

質疑、続きありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件について、さらに調査を行う必要があると考えます。委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 それでは、委員間で自由討議を行いたいと思います。

本件に対する質疑を中断いたします。

なお、自由討議の後、必要がありましたら質疑を再開することといたします。

それでは、自由討議を行います。

当局の方はここで退席をしていただいても結構であります。必要が生じた場合は再度御出席をお願いすることもありますので、そのときはよろしくお願いいたします。

それでは、調査事項(1)ふるさと納税についての自由討議に入ります。

この間の質疑に基づくふるさと納税の、今回我々の総務生活委員会の範疇、その範囲内での考え方についてそれぞれの御意見をお聞かせいただきたいと思います。

少しこれは所管を超えた部分に触れることも間々あるかと思いますが、できる限りこの総務生活委員会の範疇でお願いをいたします。場合によっては、その範囲を超える場合はこの後にまた産業建設委員会の中でも同様の質疑、議論をされると思いますので、そのときはそういった部分については産業建設委員会に委ねたいと思います。

まず、この間一番の問題であろうかと思いますが、今回その報道でありました、この3割のルールというものを、特にふるさと納税返礼米、先物取引の部分ですね。ここの部分が3割のルール、これを超えていたのではないかという、そういった報道がありました。そのことについて当局側からは、先ほど丁寧なお答えをいただいたと思っております。まずは、そのことについてそれぞれの受け止めをお聞かせいただきたいと思いますが、そのことについて御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 なければ、まず私から申し上げます。

私としては、先ほどの説明の中で、あくまでもふるさと納税の担当課としてはこの3割のルール、これは守っているということでこの間進めていたということでありました。ただ結果として、報道であるように、その1万8,000円が2万3,000円になっていたと、結果としてそこは超えていたという事実、これはあくまでも当局の今返答の中では、回答の中では、それはあくまでも事業者の中

での話であって、ふるさと納税の担当課としては3割のルールの中で動いていたということでありました。

ですが、ある程度予想された部分もあるのではないかと考えております。これが民間の事業者ではなく、公社であるそうじや地食ベ公社であったがために、そういった部分というのが少し曖昧なところ、これでいいじゃないか、まあまあいいんじゃないかという、そういった思いがあったのではないかなというふうに思っておりますので、先ほどの答弁の中では、担当課としては3割ルール、この中でやっていたということではありますが、結果の現実としては少し違う状況になっておりましたので、そういった部分はしっかりと状況を踏まえ、特に事業者が公社だからという、そういった甘えというのはなくしていただきたいなというふうに感じました。

以上です。

ということで、皆さんの意見をお聞かせいただきたいと思いますが、どうでしょうか。1人ずついきましょうか。

剣持委員。

○剣持堅吾委員 最初、当初というか、委員長が冒頭に発言されたのは、NHKの報道により所管事務調査をしようという考えに至ったと言われました。いずれにしても、今日この話をよく聞きまして、私は右か左かというたら問題ないというふうに思います。そして、最終的にはいつになるか分かんませんが、総務省のほうが結論を出すという、最悪の場合は吉備中央町みたいなことになったら、もう総社市の返礼米については、またまた非常に苦境に陥るといようなことございますので、いずれにしても最終的には総務省の判断を待つしかないという、その後はまた当局がどのような判断をして、どのようにふるさと納税を受け付けるかどうかという、そこを待てばよいというふうに僕は思っています。

以上です。

○山田雅徳委員長 他の方の御意見はいかがでしょうか。

森安委員、いかがですか。

○森安健一委員 各委員の方々のおっしゃるとおりだと思うんですけども、ただどこまでの期間が許されるのか、その総務省までのお話が。それまでに、その範囲は総務省ですけども、総社市の中で、じゃあどこまでをこの委員会で精査していくのがあるのかなと。じゃあ今後、先を見据えての議論になるのか、そういったものも加味していかねばいかんのじゃないかなというふうに思ってます。ただ、今さっき剣持委員から報道に対しての今のこのやり取りなんで、じゃあその報道される前、ならないうちの反省点を踏まえながら、じゃあ今後どうしていくかという議論をしていかにゃいかんのじゃないかなというふうに思ってます。

以上です。

○山田雅徳委員長 他の皆さん、いかがでしょうか。

こちらから今来たので、じゃあ津神委員、いかがですか。

○津神謙太郎委員 今回の件は、いろいろと多分皆さん考えもあると思うんですけども、私としては先ほど剣持委員、森安委員が言われたとおり、今後ちょっと様子を見て、どういうふうに決めていくか、再度もう一度考えていったらどうなのかなというふうには思いますし、当局のほうに対しまして、やはりそうじゃ地食ベ公社のほうにある意味任せっきりになってたというのもあるんで、その辺のところをやはりよく反省をしていただいて、チェックをしていただければというふうに思います。

以上です。

○山田雅徳委員長 じゃあ順番ですので、岡崎副委員長。

○岡崎亨一副委員長 私のほうは、基本的に総社市内においては何ら問題はないんだろうなと、そう思ってます。ですけども、総務省の通達の3割ルール、その辺からすれば、公社があるがゆえに認識の甘さが議会にもあって、我々委員会もその全てに対して3割ルールを逸脱しとるということも聞いてませんし、質問もしてませんし、その辺にもやっぱり監査の意識がちょっと、総社市内でのことですから、薄かったのかなという反省はあります。

また、3割ルールを逸脱するとどうなるかということも、よくよくやっぱり先ほども質問でも申し上げましたけれども、リスクヘッジを取らないと、非常にお米が好評なるがゆえに、総社市としても税収として非常に有益なものである限りには、そこもやっぱりリスクヘッジを考えてやっとなければいけないかなという反省には立っております。最終的には、総務省の判断を待つ事に当たるしかないかなと思っております。

以上です。

○山田雅徳委員長 高谷委員、お願いします。

○高谷幸男委員 いろいろお話を聞かせていただいたわけですけども、少し前に遡ってということ私をいつも思っておるんですが、9月末とか10月頃には米の価格も高騰するのではないかなという話があった。そうすると、寄附金額がそれによつての3割、どうかなというようなこともあったのではないかな、その辺がもう少し、当時のことですが、分からなかったわけですけども、判断がどうであったかなと。もちろんそうじゃ地食ベ公社の関係は農林課ですから、お任せしとったということもあるかも分かりませんが、現時点においてはもう済んだことですから、やってもしょうがないかなと思いますが、これからの対応を考えなければいけないということが一つと、それからお話がありましたように、総務省の判断待ちではないかな、こんなことを思っております。

以上です。

○山田雅徳委員長 山口委員。

○山口久子委員 皆さんの御意見と同等でございますので、進めていただきたいと思います。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 総社市が対応してきたことに、特段おかしかったというふうに正直思っていないんですが、改善点は何点か先ほどの質問を聞きながら、とはいってもあるなというふうに思いま

した。

それと一方で、そうじゃ産米食べ条例というものでお米の振興を図りましょうということもうたっておりますし、一方でお米の米価がこれだけ乱高下するというのは、上昇するというのは、国のほうも状況を見ていると予想していなかったと、いろんな問題がやっぱり絡んで今の状況になっているので、改善点はありますが、やっていたことがまんざら全く、ふるさと納税の取組に関しては特段問題が全くなかったと言えればそんなこともないんですが、やってることは理解はしているというような状況です。

以上です。

○山田雅徳委員長 ありがとうございます。

まずは、今こういった形でそれぞれの受け止めというのをお聞かせいただきました。

今後、また次の委員会、8月5日というものが今設定をされておりますので、そこで取りまとめをして、総務生活委員会としての一つの一旦の結論を持ちたいなというふうに思っております。

そこについて、今それぞれから、問題ないであるとか、少し改善するところがあつたんじゃないかとか、一つのポイントは総務省の結果待ちという、そういったところが大きかったかなというふうに思います。ですので、そういった部分は総務省の見解というものの、恐らく8月5日までには出ることはないでしょうから、まずは一旦我々委員会としての取りまとめをして、その後総務省からの結論がいつになるのか分からないですけども、出たらそのときに、私たちの委員会はまだ改選前で私たちの委員会があれば、またそれについては議論する必要があるのかなというふうには思っております。

自由討議ということなので、それぞれ今委員が意見を述べられましたけども、そこについてさらに深く意見があれば、この際ですから発言をしていただきたいなと思いますけども、いかがでしょうか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 今の意見で特段問題はなかったということを伝えましたが、ただ一方で全く問題なかったわけでもなくて、先ほどお話を聞いてたら、今回のこの報道に関わる問題の一つには、やっぱりそうじゃ地食べ公社を間にかませているというこのやり方が実際どうなのかなというふうに正直思っております、先ほどもJAと直接やり取りしたほうがもうシンプルで分かりやすいんじゃないですかというようなことも申し上げましたので、ちょっとそういうことも検討していただきたいというのが1点と、この先物取引に関わる物品というのはほかにもあるんだろうと思うんですが、やはりふるさと納税していただく方々にも、総社市はやっぱりこの価格が状況によっては変わってくる場合がありますので、そういうときには返礼品が、例えば内容量が変わってきますよとか、そういうことも今後対応できるようにやっていくべきじゃないかなというふうに思っておりますので、取りまとめの一つに参考意見として取り入れてもらいたいなというふうに思っております。

○山田雅徳委員長 ありがとうございます。今後の対策というか、今後の対応ということで御意見をいただきました。

ほかにどうですか、何か。

岡崎副委員長。

○岡崎亨一副委員長 ちょっとすみません、三宅委員の今の発言について、僕はそうじゃ地食ベ公社はもうそのまま存在して、介入していいと思うんです。正直赤字か黒字かというのはそうじゃ地食ベ公社の問題であって、そうじゃ地食ベ公社の赤字を補助金で補填すること自体が問題だと。それが結局抵触するんじゃないかということと言われとるわけですから、だからそうじゃ地食ベ公社がしっかりと自分らで管理をして、黒字かとんとんでもいいんですけども、その辺の数字に持っていけば何ら補助金として、ふるさと納税に関しての補助金ではなくて、ほかの例えば学校給食の問題とか、スーパーでの販売の部分ですとか、その赤字の補填ならまだ昔ながらの補助金で済んだわけですけども、大部分が今回ふるさと納税へのその赤字補填の補助金みたいな形になってるわけですから、それが問題であるということなので、そうじゃ地食ベ公社はそのまま残しながらしっかりかんでいただいて、しっかり黒字化をする、それかとんとんにするというのをしっかり管理してもらえれば、何ら問題なかったということだと私は認識をしております。

○山田雅徳委員長 なるほど、はい、分かりました。

事業所としてのそうじゃ地食ベ公社というのは、このままでもいいんじゃないかという御意見だったと思います。あと、そこに対するそうじゃ地食ベ公社への補助金云々というのは、それはもう産業建設委員会でしっかり議論をしていただきたいなと思いますけども、先ほどの御意見であれば、JAに代わることなくそうじゃ地食ベ公社の中の運営をしっかりしていただければ、事業所の選定としては特に問題ないのかなという、そういった御意見だったと思います。

他に何か御意見はありますか。

森安委員。

○森安健一委員 1点だけ、ちょっと。僕は不安に思ってるのが、全然この今の議論の中の、何を言ってるんだということなんですけども、今このふるさと納税とそうじゃ地食ベ公社との一応話し合いをしてるわけなんですけど、ふるさと納税に関しては総務生活委員会、そうじゃ地食ベ公社に対しては産業建設委員会というように分けて話し合うよりは、合同でもしできたら、そういうのを議論していかないと話がどんどん進まないんじゃないかなというふうに思っています。なので、意見として難しいかと思えますけども、じゃないとこの問題が今後どうふうに行くのかがちょっと先が見えないんで、そういうのも合同で話し合っ、これは総務生活委員会、これは産業建設委員会というような形を取るよりは、そういった方向性も必要じゃないかなというふうに思います。

○山田雅徳委員長 分かりました。ありがとうございます。

今後の状況によっては、特別委員会であるとか、産業建設委員会との合同審査会、そういったことも視野に入れて、一旦は我々の中で取りまとめられるところまでは取りまとめていこうというこ

とでありますので、まずはちょっとこの自由討議の中でいろんな意見を出し合いたいと思います。

他に御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 大体出尽くした感がありますかね。

じゃあ私から、ちょっとこの間の私自身の一つ反省としては、先ほども少し触れましたけども、基本的にふるさと納税の担当課というのはルールにのっとってやっているという答弁でありましたし、そうであったと思います。ただし、見る人、見る角度が変われば、これは少しルール違反だったんじゃないんでしょうかという、そういった声が上がっているのも、これ事実であります。私たち議会もチェック機能があるというふうにも言われておりますので、やはりその当時を振り返ってみれば、チェック機能がしっかり機能していたのかなというふうにちょっと思っていました。

もう結果論になってしまうんですけども、やはりその時点でこれはその3割ルール、これ超えるんじゃないんですかという、そういった投げかけというのを私自身すべきだったのかなと思いますし、そういった別の角度でのそのチェック、監視というのを委員会として、議会としてやるべきだったのかなというふうに思います。その投げかけをした上で、さらにその3割ルールというものを今回ちゃんと守っているんだということであれば、もっと自信を持って私たちは態度が表明できたのかなというふうに思いますので、その部分についてよくちゃんとチェック機能、議会としての仕事ができているのかなというところを一つ反省として述べさせていただきます。

他に御意見ありますか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 では、ないようでありますので、自由討議を終結をいたします。

また、後日予定されております8月5日の委員会で取りまとめをしたいなと思いますので、本日は取りまとめをせずに、本日はこの程度にとどめたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の調査事項は終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時27分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

総務生活委員会委員長 山田 雅徳